

次世代自動車(燃料電池自動車)関連の規制改革実施状況(フォローアップ)

資料2-4

【第1期 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)】

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
1	液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法)	液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
2	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに 検討・結論、 結論を得次第措置	総務省	措置済		
3	液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに 措置	国土交通省	措置済		
4	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度 検討開始、 平成25年度 以降平成27 年度までに 順次結論、 結論を得次第 順次措置	経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
6	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
7	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	措置済		
8	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
9	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
10	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	国土交通省	措置済		
11	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85°Cに引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度 検討開始、 平成26年度 結論、結論 を得次第措置	経済産業省	措置済		
12	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
13	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85°Cで87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施内容	
14	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する熱作動式容器安全弁の許容	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に装置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器) 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
			(圧縮水素運送自動車用複合容器) 成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置		措置済		
15	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
16	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
					措置済	水素・燃料電池の自動車の国際的な相互承認に関する「水素及び燃料電池の自動車に関する国連規則(UNR)」案が、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択され、平成27年6月に同規則が発効。平成28年6月に国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年六月三十日経済産業省令第八十二号)等の制定等を行い、国内導入を行ったところ。	-
				国土交通省	措置済		
					-	調整中	-
17	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
18	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済		
19	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。	①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
20	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登録していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。	平成25年度措置	警察庁	措置済		
				経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
21	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付ける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
22	電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討	電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合について、検討を行う。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済		
23	試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し	燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
24	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	省令等の改正を行うにあたり、課題があったため業界団体において検討を実施。具体的には、高圧ガスの入った容器は、定期的に容器再検査を受けなければならない、高圧ガスの充填時には、容器再検査に合格し、有効期間内であることを確認することとなっている。これに加え、四輪自動車の場合は、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令)に基づき容器再検査に合格していることを車検の要件としているため、容器再検査の実施が担保されている。一方で、軽自動車に分類される二輪自動車においては、車検が実施されないため、容器再検査が未実施とならないための追加の対策が必要であり、業界団体において検討を実施し、対策につき結論を得たところ。	容器保安規則等の改正を行い、来年度上期に公布・施行予定。
				国土交通省	措置済		
25	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法の研究及び容器からのガス抜きの実施しており、これらを踏まえガイドラインを作成中。なお、現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。	民間団体にてガイドラインを策定中。



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
26	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省	措置済	「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(事務局:消防庁)における結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年月1月26日総務省令第3号)を公布・施行し、停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を整備した。	-
				経済産業省	措置済	消防庁において、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」(事務局:消防庁)における結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年月1月26日総務省令第3号)を公布・施行し、停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を整備した。	-
27	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済		

【第3期 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)】

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を推進と規制の両面から検討を実施しているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、検討を行う。
2	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可①(第一種製造者)	高圧ガス保安法上の第一種製造者が圧縮水素スタンドを市街化調整区域に設置することについては、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として、開発許可権者が当該地域における普及状況に応じて許可することが可能である。その明確化のため、燃料電池自動車の販売が開始されたことを踏まえ、同号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出する。	平成27年できるだけ早期に措置	国土交通省	措置済		
3	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可②(第二種製造者)	高圧ガス保安法上の第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについて、技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出することを検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	措置済	都市計画法第34条第1号の店舗等に「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言である開発許可制度運用指針を一部改正し、平成28年4月1日付け国都計第194号により各許可権者に通知した。	—

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
4	水素スタンドの保安基準の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。
5	パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和	水素スタンドに設置するコンテナを利用したパッケージ型の機器について、原則として常時人が立ち入らない平屋のものについては、建築基準法上の「建築物」に当たらないこととする方向で、建築基準法上の取扱いを明確化する技術的助言を発出する。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済		
6	水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用	一般高圧ガス保安規則を改正し、フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術上の基準を整備する。	平成27年度措置	経済産業省	措置済		
7	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務付けられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備の合理化について、結論が得られていないため、引き続き検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・規格等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。
8	プレクール設備の無人運転の許容	平成26年11月に保安距離を不要とした付属冷凍設備(プレクール設備)など一定の条件を満たす付属冷凍設備について、無人運転が可能となるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
9	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和	水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成27年度検討、平成28年度上期結論・措置	環境省	措置済	平成29年1月6日に大気汚染防止法施行規則を改正し、当該施設についてはばい煙の測定頻度を緩和するとともに、通知によりバーナーの燃料の燃焼能力(規模要件)に係る重油換算方法を変更した。	—
10	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会を設置し、水素スタンドに設置が義務づけられている圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。
11	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され、液化水素ポンプ設置に係る技術基準について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、必要なデータ・企画等が示され次第、速やかに検討、結論及び措置を行う。
12	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格KHKS0850-1)も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	検討中	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法について、検討が行われているところ。	引き続き、業界団体の検討委員会にて技術的な検証を行い、保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。
13	検査充填に用いる容器の取扱い見直し	水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うことができるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省	措置済		

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
14	蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し	水素スタンドに設置する複合容器用蓄圧器について、安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に影響がない仕様変更の内容について安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)」の見直し等を行う。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	特定設備検査規則に係る詳細基準事前評価について、安全性に影響がない仕様変更があった場合(蓄圧器の有効長さの変更等)も包括申請の対象となるように、高圧ガス保安協会の「詳細基準事前評価実施要領」を改正した(平成28年12月20日施行済)。	—
15	海外規格材料及び同等材の例示基準への追加	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。	必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	業界団体における技術的検証が行われた鋼材(SUH660)について、例示基準(特定設備検査規則の機能性基準の運用について(20160920商局第4号))に平成28年11月1日付けの改正で追加した。 また、例示基準によらなくても、専門家の技術的な評価を踏まえて都道府県が許認可を判断出来る仕組みであるファストトラック制度を創設し、平成28年12月より運用を開始した。ファストトラック制度の活用により、例示基準への追加をせずとも必要なデータが得られた材料は、本制度により利用することが可能となる。	—
16	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進①(IEC規格との整合の迅速化)	IEC規格に適合した基準に基づく型式検定の活用を拡大する観点から、IEC規格の改訂に合わせて行う、工場電気設備防爆指針の改訂に要する期間の短縮を着実に進める。	平成27年度以降随時措置	厚生労働省	措置済		



「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
17	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進②(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	(独)労働者健康安全機構(平成28年3月末までは(独)労働安全衛生総合研究所)における検討結果を踏まえ、IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを型式検定の新規検定における申請の手続きにおいて活用することができるよう措置し、その旨を通達(平成29年1月6日付け基安発0106第3号)により通知した。	引き続き、工場電気設備防爆指針の改正に係る検討の機会等を活用し、関係団体との連携を強化する。
18	外国登録検査・検定機関制度の早期普及	改正労働安全衛生法により創設された外国登録検査・検定機関制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成29年2月に初めて指定外国検査機関の登録を行い、関係団体への通知、厚生労働省HPへの掲載により周知した。	引き続き、外国登録検査・検定機関制度に基づき登録された外国機関の公表等の機会を捉え、同制度について、国内外に改めて周知を徹底する。

#### 【第4期 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)】

「規制改革実施計画」等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成29年1月31日時点)		今後の予定 (平成29年1月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
1	小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置促進に向けた建築基準法の取扱いの見直し	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得る。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	検討中	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績等について情報収集を行っているところ。	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、告示を定めることを検討し、結論を得次第速やかに措置する予定。